第１回
吹田市立北千里児童センター指定管理者候補者選定委員会
吹田市北千里地区公民館指定管理者候補者選定委員会
吹田市立北千里図書館指定管理者候補者選定委員会　　議事要旨

１　開催日時
令和８年(2026 年)５月 27 日(水)午前９時 30 分から午前 10 時 40 分まで

２　開催場所
吹田市役所　高層棟３階　災害対策オペレーションルーム

３　会議次第
（１）開会
（２）委員紹介及び事務局職員紹介
（３）指定管理者候補者選定委員会の概要
（４）委員長及び副委員長の選出
（５）諮問
（６）案件
ア　指定管理者募集要項等について
イ　指定管理者候補者選定基準及び選定方法について

４　出席委員

（１）	瀬戸口　誠	梅花女子大学　文化表現学部　教授 （学識経験者）
（２）	北山　夕華	大阪大学 人間科学研究科　教授 （学識経験者）
（３）	山方　貴順	千里金蘭大学　教育学部教育学科　講師 （学識経験者）
（４）	岡本　智子	吹田市 PTA 協議会　副会長 （学校教育又は社会教育の関係者）
（５）	窪田　良一	近畿税理士会　吹田支部 （公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者）

５　欠席委員
なし

６　配付資料
・まちなかリビング北千里指定管理者候補者選定委員会（第１回）次第
・まちなかリビング北千里指定管理者候補者選定委員名簿

・吹田市立北千里児童センター 吹田市北千里地区公民館 吹田市立北千里図書館（まちなかリビング北千里）指定管理者候補者選定委員会の概要

・吹田市立北千里児童センター 吹田市北千里地区公民館 吹田市立北千里図書館（まちなかリビング北千里）指定管理者募集要項（案）

・資料１ 吹田市立北千里児童センター 吹田市北千里地区公民館 吹田市立北千里図書館（まちなかリビング北千里）管理運営基準（案）

・資料２ 吹田市立北千里児童センター 吹田市北千里地区公民館 吹田市立北千里図書館（まちなかリビング北千里）指定管理者募集　特記仕様書（案）

・資料３ 吹田市立北千里児童センター 吹田市北千里地区公民館 吹田市立北千里図書館（まちなかリビング北千里）指定管理者募集　様式集（案）

・資料４ 吹田市立北千里児童センター 吹田市北千里地区公民館 吹田市立北千里図書館（まちなかリビング北千里）指定管理者選定基準における評価項目及び配点（案）

・資料５　吹田市電力の調達に係る環境配慮方針

・資料６　吹田市木材利用基本方針

・資料７　吹田市立児童会館条例、吹田市立児童会館条例施行規則

・資料７　吹田市公民館条例、吹田市公民館条例施行規則、吹田市北千里地区公民館の指定管理者に関する規則

・資料７　吹田市立図書館条例、吹田市立図書館の管理運営に関する規則、吹田市立図書館の指定管理者に関する規則

・資料７　行政財産の使用料の徴収に関する条例施行規則、指定公金事務取扱者の指定等手続に関する要領

・参考資料　北千里小学校跡地複合施設建設整備基本計画

・参考資料　北千里小学校跡地複合施設建設整備基本構想

７　議事の概要

（１）開会

＜地域教育部長の挨拶＞

（２）委員紹介及び事務局職員紹介

＜委員紹介、出席確認及び事務局職員の紹介＞

（３）配付資料確認

＜配付資料の確認＞

（４）指定管理者候補者選定委員会の概要
＜指定管理者候補者選定委員会の概要について説明＞

（５）委員長及び副委員長の選任
＜委員長及び副委員長を委員の互選により選任＞
委員長に瀬戸口委員、副委員長に北山委員を選任

（６）諮問
＜地域教育部長が委員長に諮問書を手交＞

（７）案件
＜事務局から資料に基づき「案件ア　指定管理者募集要項等について」及び「案件イ　指定管理者候補者選定基準及び選定方法について」を説明＞

委員長　指定管理者募集要項案、管理運営基準案、指定管理者募集様式集及び指定管理者選定基準における評価項目及び配点案につきまして説明が終わりましたので、御意見、御質問をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

委　員　指定管理者募集要項案19ページ提出書類一覧に「法人にあっては登記事項証明書」と記載されていますが、登記事項証明書の中には、現在有効なものだけを示した現在事項証明書と、過去の履歴もわかる履歴事項全部証明書という２つがありますので、所在地や役員等の変更も分かる履歴事項全部証明書を取ったほうがいいと思います。ですから、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）という形で特定したほうがいいと思います。

事務局　委員の御指摘のとおり、履歴事項全部証明書に、現在事項証明書の内容が含まれていますので、履歴事項全部証明書の提出を求めていることを明記させていただきます。

委員長　その他ありますでしょうか。

委　員　３点質問させていただきたいと思います。
まず１点目が、募集要項について、２点目３点目が、資料４にあります、評価項目に関するものです。
１点目が、開館時間についてです。募集要項の２ページ目です。
開館時間を午前10時より前倒したことはありますでしょうか。
子供の居場所づくりが大切だと思っております。特に夏休みや春休みの長期休暇中は、午前10時開館は遅いと思っており、９時からオープンすると、助かる子供や保護者も多いのではないでしょうか。

事務局　開館時間については、公平性の観点から、市内一律で同じサービスを提供できるよう、市内の児童センター、公民館、図書館は午前10時に統一しています。開館時間を変更する場合、まちなかリビング北千里だけでなく、他の児童センター、公民館、図書館にも影響があります。また、

職員体制にも関わることですので、容易に変更できるものではないと考えています。
一方で、開館時間を早めてほしいとの要望があることも、利用者アンケート等の結果により認識しておりますが、今期については、従前の開館時間である午前10時で公募させていただくものです。

委　員　２点目の質問が、資料４のNo.2において、アからキまで示されていますが、この順番の意図を教えてください。例えば、No.3においては、10点、10点、５点、５点と、点数が大きいものから並んでおりわかりやすいですが、一方で、No.2においては、５点、５点、５点、10点、５点、５点、５点とあり、少々わかりにくいと思います。

事務局　様式４に事業計画書の作成手順についてお示ししておりますが、事業計画書に記載する項目の順番を指定しております。
資料４の評価項目の順番は、評価時に見落としがないように、事業計画書に記載する項目の順番に準じております。

委　員　３点目の質問が、資料４のNo.3のウに「自然災害や事故等の有事に備え」とありますが、事故等はどのくらい発生しているのでしょうか。もし発生件数が多ければ、点数を上げてもよいと思います。あまり発生件数がなければ、このままでよいと思いました。

事務局　事故等の発生状況は、年間数件です。頻繁に発生していない状況と判断し、現状の配点で問題ないと考えております。

委員長　その他ありますでしょうか。

委　員　資料４において、先ほど事務局から説明があったように、類似施設の事業実績を前回の５点から10点に引き上げたということですが、もし10点に引き上げるのであれば、量的な側面だけではなく、２年に１回モニタリングをしていることからも、質的な評価を取り込めないでしょうか。もしそれが難しいということであれば、配点は10点ではなく５点に戻し、自主事業の項目を５点から10点に戻してはどうでしょうか。実績があれば、計画等にノウハウが反映されていると思います。御意見いただければと思います。

事務局　事務局が選定基準を設定した意図としましては、選定基準No.１～No.４では、まちなかリビング北千里で実施される事業の提案内容について、『過去の実績の有無に関わらず』、提案内容に具体性があるか、質・水準の高い魅力的な内容となっているか、実現可能な無理のない計画であるか、創意工夫に富んだ内容となっているかなどを評価いただき、また、それらを実現する人員体制が適切に考えられているかなど評価をいただきます。
「選定基準No.５の「類似施設の事業実績」を評価項目に加えることで、応募者からの提案内容や職員の人材確保等の実現性を客観的に評価することができ、また、日々の業務内容及び業務改善のノウハウを持つ事業者として、信頼性が高く・安定した運営をできる指定管理者候補者を選定できるよう選定基準に設けたものです。
また先程、事務局から御説明させていただいたとおり、こちらの事業実績の配点を５点から10点に変更いたしました。この項目については、事業実績のほかに地域経済の視点から市内事業者等に加点をしております。市としては、当該項目について事業実績や地域経済の視点でも評価いただきたい項目です。委員御指摘の通り事業実績があれば、その他の選定基準No.１～No.４に反映されていることもあろうかと思いますので、全体のバランスを見て配点は、５

点に下げるということでいかがでしょうか。

委員長　委員から御提案いただいたとおり、類似施設の利用実績の配点を５点にし、減額した５点分は、No.2「施設の効用を最大限発揮するものであること」のオ「あらゆる世代の人々が参加しやすく、魅力的な自主事業が提案されている。」という項目を 10 点に変更するというのが事務局からの回答ですが、委員の皆様はこれに関して御意見ありますでしょうか。

委　員　関連性があるかはわかりませんが、評価項目の選定基準に沿って評価することになると思いますが、募集要項の募集の趣旨において、あらゆる世代に開かれた「みんなで作るハートウォーミングな居場所」の実現を目指すと記載されていますが、この部分を評価項目の選定基準のいずれで評価するのかわかりません。

事務局　「みんなで作るハートウォーミングな居場所」の評価ですが、特定の項目ではなく、全体の項目で、そういった視点で委員の皆様には評価いただきたいと思っております。あえて項目をお示ししますと、主に No.２のエ、オが、「みんなで作るハートウォーミングな居場所」を評価いただく項目と考えております。

各施設、No.2 のア、イ、ウにおいて、各施設の業務が実現可能かつ持続可能な内容となっているかを評価いただきます。そのうえで、No.2 のエ、オにおいて、３施設の機能を運営しながら、あらゆる世代が繋がるような、児童センターの閉館後や公民館の休館日に諸室や共用部分を活用するフレキシブルな運用や、自主事業等の各施設の枠を超えた事業を計画しているか評価いただきたいと考えています。

委員長　先ほど事務局の説明にありましたとおり、No.2 のエ、オが、多世代交流の場であり、施設の枠を超えて事業が行われる場、つまり「ハートウォーミングな居場所」を評価いただくと項目いうことでよろしいでしょうか。

では、先ほど事務局から御提案いただいた内容を整理しますと、評価項目及び配点について、No.2 のオ「あらゆる世代の人々が参加しやすく、魅力的な自主事業が提案されている。」の項目を、５点から 10 点に、No.５の「類似施設の事業実績等」の項目を 10 点から５点に変更することで、事業者の自主的な創意工夫を評価するということでよろしいでしょうか。

その他、御意見ありますでしょうか。

委　員　様式５「収支計画書」を見ていただいてよろしいでしょうか。支出の一番下に、「一般管理費（間接経費）」がございます。官公庁の業務を受託するときに、本費目を設けることが多いのですが、通常は、直接経費（人件費＋管理費）の例えば 10%というような上限を設けておりますが、吹田市の場合は、上限を設けていないということでよろしいでしょうか。もし、上限を設けていないのであれば、直接経費に対する比率を確認し、例えば比率が 20%であれば、事業者ヒアリングの際にその理由を確認するという考え方でよろしいでしょうか。

事務局　委員のおっしゃるとおり算定基準及び方法は応募者へ一任するものと考えています。指定管理制度の一般管理費（間接経費）について、これまで事業者へ市からどこに記載すべきかなどの指示は特段してこなかったもので、事業者により別で示していたり、人件費に含めていたりという現状があり、市の監査委員から見える化を行い、透明性を担保するよう指摘があり、今回、収支計画書で一般管理費の費目を設定し、見える化を図ろうとするものです。 現在、指定管理者制度における一般管理費の適正な比率については、本市では基準を設けておらず、現時点に

おいてお示しできるものはございません。応募者の収支計画書で委員がおっしゃられた10%程度の比率に、あまりにもかけ離れている場合は、２回目の選定委員会でヒアリングをしていただき、適正かどうかを御判断いただくことになるかと思います。

委員長　その他、御意見はございますでしょうか。

特にないようでしたら、評価項目については、先ほど事務局より修正の提案がございましたが、内容については委員の皆様に賛同いただいたということで、各修正案について御承認いただくということでよろしいでしょうか。

全委員　＜異議なしの声＞

委員長　それでは、本日の議事について全て終了しましたので、事務局へお返しします。

事務局　本日は、御審議ありがとうございました。

次回の委員会は９月下旬頃に開催を予定しております。

事前に資料をお届けしますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。皆様お疲れ様でした。